

審 査 基 準

平成25年6月26日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第49条の5
処 分 の 概 要：駐車許可
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： ○ 福井県道路交通法施行細則第12条第2項（警察署長の駐車許可）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：駐車場所を管轄する警察署交通課
問 い 合 せ 先：駐車場所を管轄する警察署交通課又は警察本部交通部交通規制課 駐車対策係（電話 0776-22-2880 内線 5168）
備 考：